所定疾患施設療養費の算定状況について

介護報酬により介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されます。 厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

算定要件

- 1. 対象となる入所者は次のいずれかに該当する者であること。
 - ○肺炎 ○尿路感染症 ○帯状疱疹(抗ウィルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- 2. 上記の診断により治療が必要となった入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定する。
- 3. 算定する場合、診断名、診断を行った日、検査、投薬、注射、処置の内容を診療録に記載しておくこと。
- 4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- 5. 治療の実施について、前年度の当該加算の算定状況を公表すること。

平成31年度算定状況

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	2	1	1	1	0	4	3	1	1	2	0	6
加灭	治療日数	14	7	7	7	0	22	21	7	4	14	0	39
尿路感染症	人数	1	1	1	1	3	3	0	2	2	3	6	1
水路芯米址	治療日数	2	1	7	7	18	15	0	14	12	21	42	7
# 你 体 体	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帯状疱疹	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

平成30年度算定状況

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	0	0	1	3	3	2	0	1	3	0	2	1
加灭	治療日数	0	0	7	21	21	14	0	7	16	0	9	7
尼 吸 成 边 点	人数	2	6	1	2	0	2	5	4	4	6	1	3
尿路感染症	治療日数	8	40	5	10	0	14	35	28	28	39	7	16
₩₩₩₩₩	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
帯状疱疹	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0

平成29年度算定状況

疾患名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0+ ·l·	人数	0	0	0	2	1	0	1	0	0	0	1	0
肺炎	治療日数	0	0	0	10	4	0	6	0	0	0	7	0
日吸点法人	人数	0	0	0	1	3	1	3	0	1	2	0	4
尿路感染症	治療日数	0	0	0	3	15	5	21	0	5	14	0	28
# 112 114 114	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
帯状疱疹	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0